

みやぎ環境税の延長に係る県民説明会を開催します

県では、地球温暖化対策など喫緊の環境問題に対応するため、個人及び法人の県民税均等割の超過課税である「みやぎ環境税」を平成23年4月から導入し、様々な施策を展開してきましたが、依然として各分野において多くの課題が存在していることから、課税期間を令和8年3月末から令和13年3月末まで延長し、今後も取組を継続する必要があると考えております。

このため、「みやぎ環境税」の延長に係る県民説明会を下記のとおり開催しますので、県民の皆さまに周知くださるようお願いいたします。

1 日程及び会場

開催日	会場	開始時間	開催場所
8月23日(土)	石巻	午前10時から	宮城県石巻合同庁舎 (石巻市あゆみ野五丁目7)
	気仙沼	午後1時から	宮城県気仙沼合同庁舎 (気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6)
	登米	午後2時から	宮城県登米合同庁舎 (登米市迫町佐沼字西佐沼150-5)
8月30日(土)	大崎	午前10時から	宮城県大崎合同庁舎 (大崎市古川旭四丁目1-1)
	仙台		宮城県仙台合同庁舎 (仙台市青葉区堤通雨宮町4-17)
	栗原	午後2時から	宮城県栗原合同庁舎 (栗原市築館藤木5-1)
	大河原		宮城県大河原合同庁舎 (柴田郡大河原町南129-1)

2 説明内容

- (1) 「みやぎ環境税」活用実績と課税期間の延長について
- (2) その他

3 参加申込方法

(1) 県民の方

① 申込方法 (各開催日の2日前までお申し込みください)

【WEB】下記URLからお申し込みください。(みやぎ電子申請サービス)

URL：<https://logofom.jp/form/GQGB/1134092>

【メール・FAX】別紙様式によりお申し込みください。(様式ダウンロードは県ホームページ)

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/zei-setsumei.html>

【電話】宮城県環境政策課までお問い合わせください。(電話番号：022-211-2661)

② 注意事項

- ・定員に達し、申込を受理出来なかった場合のみ、担当課より連絡させていただきます。
- ・駐車場には限りがありますので、公共交通機関の利用にご協力ください。
- ・県民の方を対象としておりますので、県外にお住まいの方はご遠慮願います。

(2) 報道関係者

- ・別紙様式により、各開催日の2日前までに電子メールでお申し込みください。